

令和7年第4回定例会

江東区教育委員会会議録

令和7年4月25日（金）

江東区教育委員会

令和7年第4回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和7年4月25日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和7年4月25日（金）午前11時42分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、安部敏啓（教育長職務代理者）、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、西尾教育委員会事務局参事 学校施設課長事務取扱（整備担当課長兼務）、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、西野学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、吉木江東図書館長、青山文化観光課長

6 議題

日程第1 議案第15号 江東区文化財の指定

日程第2 議案第16号 江東区文化財の登録

7 報告事項

- (1) （仮称）教育推進プラン・江東（第3期）骨子案について
- (2) 令和7年4月7日現在の児童・生徒数について
- (3) 令和7年度新1・7年生の学校選択結果について
- (4) 令和7年度教員の異動状況について
- (5) 令和7年度江東区教育委員会研究協力校（園）等について
- (6) 令和6年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況について
- (7) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る発生について
- (8) 「5to9マンデーなんでもチャット相談」の実施結果について
- (9) 令和6年度就学相談の状況について
- (10) 江東区文化財（史跡）の登録について

8 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和7年第4回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について傍聴したい旨2名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人

を入室させてください。

(傍聴人入室)

本 多 教 育 長 それでは、本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅野委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第15号 江東区文化財の指定を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第15号 江東区文化財の指定。

上記の議案を提出する。

令和7年4月25日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

江東区文化財保護条例第27条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、同審議会より答申を得たので、これを尊重し、本案を提出します。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 それでは、資料1を御覧ください。江東区文化財の指定について御説明いたします。

対象は新大橋親柱で、建造物の有形文化財として指定するものでございます。現在地は新大橋1-2、新大橋東詰公園で、平成22年3月26日に文化財として登録をされております。

次ページを御覧ください。新大橋親柱は、明治45年（1912年）、東京市により新大橋が鋼鉄橋に架け替えられた際に建造されました。新大橋は元禄6年（1693年）12月、隅田川に架かる3番目の橋として架けられた橋でございます。深川に住まいする松尾芭蕉が、「ありがたいで踏む橋の霜」と詠み、さらに歌川広重の浮世絵や地誌にも描かれるなど、江戸の名所となりました。

大正12年（1923年）の関東大震災では、床材がアスファルトブロックで舗装されていたため床板が焼け落ちず、人々が避難できたことから、近隣住民よりお助け橋と称賛されました。特に親柱の装飾には、建築当時の建築、芸術の潮流が反映された意匠、工法が用いられており、明治期の建造物として貴重な資料となっております。

こうした文化財的価値が評価され、文化財保護審議会において区指定有形文化財として指定するよう答申を受けました。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。すみません、ちょっと基本的なことを教えてください。資料1では、平成22年3月26日登録となっていますよね。何を登録して、今回は江東区文化財の指定にするのかなと。ホームページを見ると、もうこの親柱が出ているのは見えていたので、その辺ちょっと何が何に変わるのかなと。既に何かそういう貴重なものとしては扱っているんじゃないかと勝手に思っていたんですけど、その辺教えてください。

本 多 教 育 長 登録と指定の違いというところでしょうね。
文化観光課長。

青山文化観光課長 登録と指定の違いということで、まずは先ほど委員がおっしゃられましたとおり、平成22年3月26日に登録をしています。登録につきましては、本区は登録主義ということで、文化財としてそういう貴重なものについては、まず登録をしていく。そしてその中でまたさらに区が重要と判断したものについては、指定をしていくということになっていきます。

令和6年度末で、登録件数としましては1,056件、そのうちの区指定は50件、1,056件のうちの50件が指定というふうになっていきます。今回親柱もそのように登録をした上で、指定という流れになってくるものでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。じゃ、その登録と指定で、具体的に何が変わりますか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 登録することによりまして、よりこちらのほうとして、例えば工事とか、もし加えるときに規制をさせていただくというような、また、あとは補助金とかそういったところで、登録よりも指定のほうが、より区として重要に扱っていくというようなことで考えているところでございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。じゃ、今回この指定になって、親柱が直ちに保護されるとか、修繕されるとか、何か想定されていますか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 指定された後直ちに何かしらの手を加えるとか、そういったことはございません。また、所有は東京都の所有になってございますので、指定をするに当たって東京都のほうの同意も得ております。もし東京都が何か、例えば移動するとかした場合には、そこに関して私どもとして意見を述べ、指示をしていくとか、そういったことがあるかと思います。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません。ありがとうございます。東京都の持ち物って初めて今聞いたんですけど。ということは、基本的には東京都が何かをするということであって、江東区は主体的に何かをするわけではないということでしょうか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 基本、所有は東京都のものでございますので。ただ、もし例えば修理が必要であるとかそういった場合に、例えば民間の方が持っていращいるものが指定されたときも、場合によっては補助を出したりとかということが考えられます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。
日程第１について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。
次に、日程第２ 議案第１６号 江東区文化財の登録を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。
次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第１６号 江東区文化財の登録。
上記の議案を提出する。

令和7年4月25日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。
江東区文化財保護条例第27条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、同審議会より答申を得たので、これを尊重し、本案を提出します。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 それでは、資料2を御覧ください。文化財の登録について説明をいたします。

対象は、無形文化財の生活技術でございます。また、木工のおけとなっております。次ページに写真資料を添付してございますので、御参照ください。保持者は千田6-10、川又勝美氏でございます。

おけの製作は、水分を吸うと膨らんで、合わせ目をきっちりと閉じる木の性質を生かし、短冊型の板を円筒形に並べて接合し、これを竹や金属のたがで結んで固定して、底板をはめ、水を漏らさずに蓄える容器を作る技術でございます。おけの材料は、主に樹齢300年ほどの木曽産のサワラを用います。サワラは油分が多いので、水や酸に強い性質を持ち、また軽く、香りも柔らかいことから、飯びつなど食品の容器として使われております。

保持者は、昭和36年に結おけを家業とする家に生まれ、父、栄一氏——区登録無形文化財保持者、故人でございますが——について技術を習得し、4代栄風と号して、見た目がすっきりとしたおけ作りを心がけ、主におひつやワインクーラーを製作されております。

こうした文化財的価値が評価され、文化財保護審議会におきまして、区無形登録文化財として登録するよう答申を受けました。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。とてもすばらしい技術ですし、江東区の皆さんにもっとよく知ってもらえればと思いますけど。ちなみに今作っているこのおけとかは、購入すると幾らぐらいですか。

文化観光課長。

青山文化観光課長 例えばこのワインクーラーを、私、ネットで確認しましたが、おけで作られたところに多分水の水を張ってワインを冷やすという物は、8万から9万円ぐらいで売ってございました。現在は百貨店ですとかそういったところで、主に高級嗜好品を好まれる方々向けにそういった制作を行っているということでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。江東区にもすてきなお店がたくさんありますので、そういったところにも置いていただけると相乗効果でいいかもしれませんね。ありがとうございます。

お諮りいたします。

日程第2につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

これより、報告事項に入ります。

順序を変更しまして、初めに報告事項10 江東区文化財（史跡）の登録についてを説明願います。

文化観光課長。

青山文化観光課長 それでは、資料12を御覧ください。江東区文化財の登録について御説明いたします。

対象は史跡で、石田波郷宅跡でございます。位置は北砂2-1付近でございます。次ページに位置を掲載しておりますが、明治通りと清洲橋通りの交差点付近にあるカネセン商事株式会社の敷地内にございまして、昭和63年に設置した説明板が立っております。両隣には志演尊空神社と妙久寺がございまして、

石田波郷、本名哲大につきましては、昭和期の俳人でございます。大正2年（1913年）に愛媛県に生まれ、昭和5年（1930年）に水原秋桜子門下の五十崎古郷に師事し、波郷の号を与えられました。昭和7年2月に上京し、同12年に俳誌『鶴』を創刊して主宰となります。同18年、陸軍に入隊して中国へ渡りますが、病のため帰国しました。

数回の転居の後、昭和21年3月10日、城東区北砂町1-805に転居します。同年3月に『鶴』を復刊し、同年9月に波郷宅を編集部として、総合俳誌『現代俳句』を創刊します。同33年3月28日には練馬区谷原町へ転居いたしました。波郷が居住した北砂町周辺は戦災の被害によって荒涼としておりましたが、焦土に生きる人々やそこからの復興を俳句に詠んだ波郷の俳風は、焦土諷詠と言われました。

なお、今回石田波郷宅跡を登録するに至った経緯でございますが、文化財の登録対象を、これまでは太平洋戦争終結時までとしており、石田波郷が城東区に居を構えたのが昭和21年であったことから、これまで対象としておりませんでした。しかし戦後80年が経過し、戦後に出現した江東区域の文化財が劣化、消滅していくことや、国の文化財制度の登録基準が50年を経過したものとなっていることを考慮して、昨年、令和6年7月29日に開催されました第330回文化財保護審議会におきまして基準が見直され、登録対象となったものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。僕もここはよく通るんですけど、ここって今、何もない場所になっているのかなと思うんですが、これはちょっと先ほどの話であれなので気になったんですけど、これはどなたの持ち物になりますか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 持ち物といいますか、今は波郷宅跡ということですので、建物としては、上物はもう存在してございません。そこにはカネセン商事という会社が今ございまして、その敷地内のところに、道路、歩道から見えるような形で説明板を、先ほどの資料のとおり置かせていただいているという状況でございます。ですので、その説明板自体は江東区のほうで設置をしたものとなっております。建物所有者という方はいらっしゃらないということでございます。
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、確認ですが、じゃ、土地も区とか都のものではなくて、その会社様のもので、この看板というか、説明板のみを置かせていただいているという、そういう認識で合っていますか。

本 多 教 育 長 文化観光課長。

青山文化観光課長 おっしゃるとおりでございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。
ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今回基準が見直されたということで、とてもよかったかなというふうに思っています。今後そういった部分で、今まで登録されなかったものが登録されていく形になるのはとてもいいと思いますし、石田波郷記念館もございますし、石田波郷にちなんだ俳句のいろんなコンクールみたいなものもありますので、今回の登録もまた、様々なところで周知していただけるといいかなというふうに思っております。
それでは、よろしいでしょうか。本報告を終了いたします。

なお、文化観光課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

青山文化観光課長 ありがとうございました。失礼します。

本 多 教 育 長 それでは、続けてまいります。

次に、報告事項１（仮称）教育推進プラン・江東（第３期）骨子案についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 それでは、教育推進プラン・江東（第３期）骨子案についての御説明をいたします。資料３をお願いいたします。

初めに、１、概要のとおり、今回の次期プランの策定方針では、教育理念の５つの力、３つの指針、また、理念を実現するための４つのテーマと１０の施策については現行の第２期プランから継承しますが、各施策を実行するための２２の取組指針と４つのテーマを進めるＩＣＴ化について見直しをすることとしてございます。

これを踏まえ、２、骨子案策定の考え方ですが、２２の取組指針については、社会環境の変化等に合わせ、新たな取組指針の追加や体系の整理により、継続する施策の変更など、用語の修正も含め行っているところでございます。

また、取組指針を構成する５６の取組につきましても、同様に加除や用語の修正を行ったほか、これまでのプランで個別的な分野となっていた取組については統合し、より柔軟な施策展開ができるよう見直しをしたところでございます。

最後に４つのテーマを進めるＩＣＴ化につきましては、これまでは重点課題としての位置づけであったものを、プラン全体の施策に共通する視点として位置づけを変更することといたしました。

以上を踏まえ、こちらの現行の第２期プラン、テーマ１から４と区分をしておりますが、このテーマ順に骨子案の内容を御説明いたします。

資料３の別紙１をお願いいたします。初めにテーマ１、学び・育ちでございます。テーマカラーが赤のものでございます。

初めに、この表の見方の御説明ですけれども、左側が現行、第２期プランの内容になってございます。まずテーマ、学び・育ち、施策、取組指針、取組、そしてその取組内容ということで、５層の構造になってございます。そして右半分が、第３期プランの今回お示します骨子案の内容でございます。

第２期プランから第３期プランにかけて場所を移動したものについては、青の細い矢印で変更先を示しております。また、第３期プラン（骨子案）のところで赤字で記入してあるところは、表現を現行のプランか

ら変更した部分でございます。取組内容（新たなキーワード）となつて
ございますが、これはこの構成、取組のイメージがしやすいように、キ
ーワードとして仮に入れてあるということで御了解いただければと思い
ます。

それではテーマ1から、大きく見直しを行った点を中心に御説明いた
します。初めに中段、取組指針の2番目、生きる力を育む特色ある教育
につきましては、現在の第2期プランで、3、ICT教育から7、環境
教育ということで取組が構成されていますが、この各取組が個別的な内
容になっていることから、右側、今回の第3期プランの骨子案では、こ
れからの時代を見据えた取組の推進と、江東区の特色を生かした取組の
推進の2つに整理し、それぞれ取組内容にまとめたものでございます。

次のページをお願いいたします。次ページ、施策、豊かな心でござい
ます。これまでの取組指針では、自他を大切にする優しい心の育成と多
様性を認め合う教育の2つに分かれておりましたが、ここを今回の骨子
案では見直し、まず人権を尊重する心の育成を掲げ、人権教育の推進、
道徳教育の推進、多様性を認め合う教育の推進、そしていじめ防止に関
わる取組の充実をそれぞれ取組としてまとめ、また、もう一つの取組指
針といたしまして、かけがえのない自他を大切にする心の育成として、
こどもが主体になった活動の充実のほか、2つの取組をまとめたところ
でございます。

さらに次のページをお願いいたします。施策、健やかな体の取組でござ
います。現行のプランでは体力の向上となつてございましたが、方向
性を見直し、運動やスポーツを楽しむ態度の育成としました。

また、現行プランの施策の19に部活動がございました。こちらは現
在のこの体力の向上ですと、部活動は運動部だけでないこと、また地域
移行の視点も盛り込んでいく必要があることから、現在のこちらのテー
マ1、学び・育ちから、後ほど御説明いたしますテーマ4、つながりに
移動したところでございます。

以上が、テーマ1、学び・育ちの大きな見直しの変更点になります。

続きまして、別紙2をお願いいたします。テーマカラーがオレンジに
なります。テーマ2、自分らしさでございます。

まず初めに施策、個に応じた教育の中の取組指針で、一人一人を大切
にする教育のところですが、今度の骨子案では、赤字で記載してありま
す新たな取組といたしまして、新たに策定いたしましたKOTOこども
かがやきプランの推進を盛り込んだところでございます。

また、現行のプランの取組ナンバー24番に特別な支援が必要なこど
もの教育とございましたが、こちらを第3期プラン（骨子案）では、現
在の取組から取組指針に、より1つ格上げをしたところでございます。
格上げをすることで、より重点的に総合的に取り組んでいくという内容
の変更になってございます。

次ページをお願いいたします。2枚目でございます。取組指針の下
の段、学びの場の確保でございますが、こちらは施策が現在、丁寧な相談
というカテゴリーの中に入っておりますが、こちらが相談にとらわれな
い内容を含むものであることから、施策を現在の丁寧な相談から、前ペ
ージの個に応じた教育に移動いたしました。またこちらの取組の名称も、
多様な学びの保障ということで変更したところでございます。

また、取組の30番、不登校の未然防止がこちらにございましたが、
こちらについても相談に限られない取組であることから、先ほど掲載い
たしましたこどもかがやきプラン、こちらが第3次不登校総合対策でも
あることから、こちらのこどもかがやきプランの推進に移動し、総合的
に進めてまいることによりこちらの表現を形成しております。

以上がテーマ2、自分らしさの説明でございます。

続きまして、お手数ですが別紙3をお開き願います。テーマカラーが
青でございます。テーマの3、環境でございます。

真ん中、現行の施策のところ、安全安心・居場所づくりの中に、取
組38として放課後こどもプランがございました。こちらはきっずクラ
ブに関する取組ですが、個別的な内容であったため、取組の目的を分か
りやすく示すために記載を修正したところでございます。

次の取組指針、安全を確保する環境の構築の中の取組でございますが、
明確な内容とするために、学校安全の推進と名称を変更し、通学路、学
校、教育のそれぞれの取組という形で再編をしたところでございます。
これにより、安全を確保する内容を明確な区分にし、分かりやすくまと
めたところでございます。

テーマ3の主な改正部分は以上となります。

最後に、お手数ですが別紙4をお願いいたします。イメージカラーが
緑色になります。テーマの4、つながりになります。

初めに、先ほどテーマ1で御説明いたしました部活動につきまして、
第3期プランの取組の上から5番目に赤字で書いてありますが、部活動
の地域展開の推進ということで、こちらに移動したところでございます。

では、次のページをお願いいたします。下にスクロールしていただい
て、次のページになります。図書館・大学・企業等ということで、図書
館サービスの充実の項目がございますが、こちらの取組の中で、区民利
用を含めた図書館そのものの機能強化、こどもの読書活動の推進、それ
から学校との連携の3つの視点に再編したところでございます。

最後に一番下、紫で記載されている枠組みのところを御参照願います。
こちらは計画の視点でございます。現在の第2期プランでは、4つのテ
ーマを進める教育のICT化として、重点課題の位置づけで3つの指針
が示されていたところでございます。これはただいま御説明したテーマ
1から4で実施する取組を取り出す形でございましたが、次期プラン
(骨子案)ではこの考え方を改め、計画、このプラン全体を推進するに

当たって共通する視点、考え方として設定するところがございます。

2点挙げさせていただいております。1点が教育DXの推進です。これは単に学習のICT化にとどまらず、教育の手法や手段など、多様な場面でデジタル技術を活用した仕組みの導入や意識改革を行ってまいります。

もう一点が、こどもの視点からのウェルビーイング向上です。全てのこどもにとって最もよい状態が実現できるよう、令和7年4月から施行されました江東区こどもの権利に関する条例を踏まえながら、教育施策の展開を図っていくことといたしております。

この2つの視点は、いわゆるハードの面での視点とソフト面での視点、それぞれの視点として、全ての施策に取り組むに当たり根本となる指針となるものでございます。

なお今後の予定でございますが、現在、有識者で構成いたします策定委員会でこの骨子案に御意見をいただき、5月に骨子を策定することとなっております。今後こどもの意見聴取等を経て、素案、パブリックコメントを経た後に、今年度中に最終的な案を策定して確定したいと考えております。

大変長くなって失礼いたします。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。より細かくなって分かりやすくなっているというか、整理されていてすごくいいなと思いました。例えば外部委託、用務さんとかもそうなんですけど、思想として確認したいんですが、外部委託するから安くなるよねという思想はちょっと反対で、専門家に渡すので、高くなっても質が向上するよねというほうに倒してもらいたいなという気持ちです。じゃないと、ちょっと安いからそこを採用するみたいな方向になると、全然実態とかけ離れてしまうので、そこはお願いしたいなという気持ちがあったりします。

あと、英語教育が非常に幾つか入り込んでいるなというところで、特に変えようとしているところがもしあるのであれば、教えてほしいなと思いました。お願いします。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 今回特に中学校の2年生でTGGに行けることになりました。そういった現場で英語を使って話すことができるというのを体感できるところが主な変更点であります。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、小中含めて、もっとふだんから英語に接するような場とか機会とかというものについては何かありますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 これまでもA L Tが入って、実際に英語を活用した授業というのは充実させておりますけれども、さらに何ができるかというところは、オンラインの活用なども含めて検討していきたいなとは思っております。

本 多 教 育 長 昨年度からA L Tも形態が少し変わってきていて、小学校も、授業だけじゃないところで活用できるようにしたりとか、様々変化はしているところであって、その辺のところが今回、これからの時代を見据えた取組の推進というところで、具体的な記載になってくるんだろうなというふうに思っていますし、そのところが今この項目しか書いていないので、ここからプランができてくる中で、英語教育をどう進めていくかというあたりが記載されていくかなと思っています。

安部委員、よろしいですか。

安 部 委 員 去年でしたか、おとしでしたか、豊洲小で、1日英語をやろうという取組、すごくいいなと思っていたんですけど、例えばそういうのを校長会で、学校だけじゃなくて、みんなでやろうよとか、何か僕はすごく感心してまして、うまくほかでもやってみたらいいんじゃないかなと。こどもだけじゃなくて先生方とかも、ぴりっとするというのが何か感じられたので、とてもいいんじゃないかなと思っているので、何か一緒にできたらなというふうにちょっと思っています。

あと、そのスピークアッププログラムというのが今回いろいろとあったので、ちょっと御説明いただけると。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 こちらはこどもたちが発表する力を向上させるためのものでございまして、教師が研修を受けて、どうやってこどもたちに伝える力をつけるかというのを学びます。それを基に各学校で、こどもたちが考えたものをプレゼンしたり発表したりという機会を設けまして、それが向上するには何が必要なのかという研修を受けておりますので、それを基に、いろんな授業で発表するような力を身につけさせるようなプログラムとなっております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。先ほど安部委員からあった英語のところですけど、豊洲小学校の件は、イングリッシュデーの取組をしているときだったと思います。これは実は各学校で、イングリッシュデーに取り組んでいる学校が少しずつ増えてきているところがあります。イングリッシュデーに限らず、イングリッシュウイークとかイングリッシュシャワーとか、そういった言葉で様々やっているところがあります。

1 つには、東京都から A L T を数日派遣されて、関わりを増やそうという取組もあって、それを活用してイングリッシュデーをやったりとか、イングリッシュウイークをやったりとかということもしているんです。現状それはすごく大事な取組なので、どういうふうに進めていくかという部分については、検討が必要かと思います。

あと、今例えば中学校の教員の中に、複数の免許を持っている人がちょっとずつ出てきていて、例えば社会科と英語とかを持っている。要するに英語の免許をプラスで持っている方が出てきたりとかしているところがあり、英語の授業はオールイングリッシュで進めていることが中学校はほとんどなんですけど、ほかの教科を英語ですするというのもちょっと考えてみるといいよねという話は、中学校ともいろいろ話をしているところが実はあります。それをすることによって、先ほどの安部委員からの話で、先生方の学びにもなるところもあります。

あわせて、これは東京等の施策なんですけど、例えば教員の英検であるとか、様々そういった英語の資格を取るための助成制度というのがちょっとありまして、そんなことを進めたい。また教員の海外派遣というのも進めているところもあるので、そんなことも併せながらやっていく必要があるだろうと思います。

またうちとしては、ずっと進めていますカナダへの短期留学がありますので、そういったところも核にしながら、様々多方面から、英語教育はうまく進めていく必要があるかなというふうに思っているところです。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。大久保委員。

大 久 保 委 員 資料 3、別紙 3 で、ニーズに応じた居場所づくりの中に、朝の居場所づくりと書いてありますけれど、これは保護者の方から、朝もうちちょっと早く預かってくれる場所が欲しいなとかいう要望があったのか、それとももう既に、朝ちょっと早めに登校した子がいられる場所がある学校があるのか、教えていただきたいと思います。お願いします。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧 澤 庶 務 課 長 こちらはテーマ 3、環境のところ、ニーズに応じた居場所づくりの

中ですが、この朝の居場所づくりは、昨今いわゆる小1の壁と言われております、保育園だと早く朝7時半から預かっただけなのに、学校だとおおむね8時から8時15分始業ということで、それまでの間、お子さんを1人にできないということで、早く保護者と一緒に登校して、門の前で待っているような状態が見受けられるという、そういう子たちのために、朝早く学校を開けて居場所をつくるべきではないかとか、欲しいという御要望。こちらは実は保護者の方からもニーズ、希望があったところでございます。

他自治体でも、今先行的に始めているところがございますので、私もといたしましても、そういったところを具体的にどういうふうに進めていけるか、調査をしているところでございます。やはり各学校でも、門の前に待っている子がいるという状況はあるというふうに伺っておりますので、具体的にこれを進めていく上で一番大事なのは、こどもたちが安全に、学校が始まるまでの間、そちらでいられるようにするということですので、安全確保ですとか、あとは実際に見守る方。いわゆる教員の勤務時間前ですので、教員以外の方が見守るような形にしていかなければいけないので、ちょっと朝の時間帯にそれをどういうふうに確実に人材確保していくか、そういったところも検討した上で進めてまいりたいなということで、こちらの記載になってございます。よろしくお願いいたします。

大久保委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

大久保委員 はい。

本多教育長 その件についてはずっと議会でも質問が出ているところで、我々としては、そもそも雇用者が働きやすい環境をつくるべきだろうというのが根本にあって、例えば子育て中の方がいるのであれば、その方は、じゃ、少し遅く出勤してきていいよという制度をつくるとか、社会全体として国が、皆さんが働きやすい環境をつくっていくことが、やっぱり少子化対策にもつながっていくところもあるだろうというふうに思っているんですが、ただ現状としてこどもたちが例えば校門の前で寂しい思いをしているとか、そういったことがあるのであれば、こどもたちに対して手を差し伸べる必要もあるだろうということがあり、それが教育推進プラン・江東の全ての視点という部分で、こどもをしっかりと見たウェルビーイングの視点としてどうかというところがあるので、その視点として見ていったときに、我々が必要な施策を打っていくべきだろうというところでの一つの記載になっていると理解いただければいいかなと思います。

ありがとうございます。

大久保委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。様々今後も御意見があれば聞かせていただければと思っています。外部の方々を入れた策定委員会で検討を進めていきますけれども、教育委員の皆さんの御意見も反映しながら、よりよいものにしていきたいというふうに思っておりますので、また進捗をこちらで報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2 令和7年4月7日現在の児童・生徒数についてを説明願います。

学務課長。

西野学務課長 それでは、資料4、令和7年4月7日現在の児童・生徒数についてを御覧いただければと思います。

まず、小学校についてでございます。左側の大きな表の一番下の合計欄のほうを御覧ください。全ての学年の合計で、児童数は2万4,150人、学級数は871学級となっております。

次に、右側の上の表ですが、こちらが中学校の合計になります。こちら、中学校の合計は、生徒数が7,971人、260学級となっております。

また、一番下の表に記載の義務教育学校、有明西学園は前期課程につきましては、882人の28学級、後期課程が309人、10学級、合計で1,191人、38学級となっております。

昨年との比較ですが、小学校及び義務教育学校前期課程の合計につきましては、児童数が341人の減となっている一方で、学級数は17学級増となっております。これは、法改正により段階的に全学年の35人学級が進められている状況で、昨年度は1年生から5年生までがその対象でしたが、経過措置期間が終了し、今年度から全学年が対象になったということが主な要因と考えております。

次に、中学校及び義務教育学校後期課程の昨年との比較ですが、生徒数は1人の増、学級数は5学級の増となっております。

なお、中学校及び義務教育学校後期課程につきましては、40人学級が基準とされております。このうち1・7年生につきましては、1学級の生徒数が35人を超える学校を対象に、東京都から教員1名の加配措置が行われております。加配措置を受けた学校につきましては、35人学級にするための学級数の増、または教員が2人授業に入るようなチームティーチングなどを選択できることとなっておりますが、今年度加配

対象となりました11校につきまして、7校が学級数の増、4校がチームティーチングを選択した状況となっております。

最後になりますが、右下の表、幼稚園の合計につきましては、園児数が580人、40学級で、昨年との比較では、45人、2学級の減となっている状況となっております。

児童・生徒数についての報告は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 今年度4月1日からスタートして、学級数も増えたんですけども、担任の先生の対応というか、数、幼稚園、小学校、中学校は、今充足されているんでしょうか、それをお聞きしたいと思います。
指導室長。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 いわゆる教員の欠員状況なんですけれども、4月1日現在ではどのクラスも教員がしっかりといる、欠員はいないという状況で把握しております。その後クラス数が増えたり、そういったところで動きがあるものについては対応中というところです。

鈴 木 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 現状、担任の先生がいないクラスはないというふうに理解していただければと思っています。ただ産休代替の方が、要するに臨時的任用の方々がちょっと見つかっていないところなどは、担任がいない状況は起きてはいけないので、少人数担当の先生が臨時的に今担当しているという形で、可及的速やかに探しているというところはございますけれども、常勤については何とか充足をしているというところがございまして、こどもたち自身は、担任がいないということはないと御理解いただければと思います。

ほかいかがでしょうか。安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。聞き間違いだったらあれなんですけど、小学校で、昨年度でマイナス341人ということだったと思うんですけど、結構減っているんだなという印象なんですけど、もう全体的にこどもが減りつつあるという理解で合っているでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

西野学務課長 江東区で人口推計を出していますが、こどもにつきましては、減少傾向が続くという見込みでございます。

本多教育長 これからちょっと微妙に、徐々にそういった数が出てくる。今まで伸びていた分がかなり多かったですけども、あるのかなと思っています。しかしながら学務課長から説明があったように、小学校は全ての学年で35人学級ができたということ、それからまた、中学校は来年度以降の見通しというところが出てきていますので、今後そういった部分での35人学級が進むところでの学級数の増加であったり、こどもたちに対するきめ細やかな指導というのは可能になってくるところはあるのかなと思っています。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 令和7年度新1・7年生の学校選択結果についてを説明願います。

学務課長。

西野学務課長 資料5、令和7年度新1・7年生の学校選択結果についてを御覧いただければと思います。

まず、1ページ目の小学校及び義務教育学校前期課程につきましては、46校の合計数について申し上げますと、表の最下段、左から2列目にありますとおり、令和7年4月7日現在、新1年生の入学者数は3,899名で、そのうち通学区域内からが3,418名、通学区域外からが481名となっております。481名の内訳といたしましては、学校選択が465名、指定校変更が14名、区域外就学が2名となっております。学校選択の希望がかなわず、補欠のまま残った方につきましては、今回3校、18名となっております。

なお、表の右側には参考といたしまして、区域内の児童のうち、ほかの区域の区立小学校へ入学した児童数を記載しております。

表の左側の記号ですが、二重丸がついている学校は、学校選択希望者が受入れ可能人数を上回ったため抽せんを実施した学校となっており、今回は12校ございました。また、黒いひし形がついている学校は、収容対策上の理由から、兄や姉が在学中であるか、または通学区域内に転居が確実な場合を除き、原則として学校選択希望を受け付けなかった学校となっており、昨年と同様7校となっております。

学校選択による入学者の割合でございますが、こちら、右下の欄外を御覧いただければと思いますが、今回は指定校変更を含め12.3%でございました。この割合につきましては、平成24年度以降低下傾向が継続している状況となっております。

次に、中学校及び義務教育学校後期課程について御説明いたします。恐れ入りますが、スクロールしていただきまして2ページ目を御覧いただければと思います。24校の合計につきましては表の最下段にあるとおり、新1・7年生の入学者数の合計が2,656名で、そのうち通学区域内からの入学者は1,951名、通学区域外からが705名となっております。705名の内訳といたしましては、学校選択が684名、指定校変更が17名、区域外就学等が4名となっております。

また、抽せん実施校は21校でしたが、最終繰上げまでに全員が繰上げ当選となっており、学校選択の希望がかなわないで補欠のままだった方はいない状況となっております。

学校選択による入学者の割合は、こちらも右下欄外のほうに記載させていただいておりますが、指定校変更を含め26.4%となっております。こちらは令和3年度、令和4年度にかけましては一度低下いたしましたが、その後は再び増加をしている状況となっております。

学校選択の結果についての御説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。ちょっとこれと外れちゃうかもしれないんですけど、収容対策上、江東区の地図で、もともとの学区からちょっと川向こうのこのマンションだけとかという形で、飛び地的な区割りをしているところが今現状あると思うんですが、先ほどのこどもが減ってきているよということに合わせて、元に戻すといえますか、そういう飛び地の整理的なものというのは検討はされているのでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 収容対策上でのマンションの飛び地の関係でございます。現在は大規模なマンションが計画された場合に、本来の学区域内で小学校、中学校が収容し切れない場合は、周辺の空きのある学校のほうに切り替えるというようなことで対応しているところでございます。こちらにつきましては、やはりマンションができて最初のときに転入して、一時的な増加というところがありますので、やがて減少していくというところがあります。

一方で、全体のこどもの人数でございますが、先ほど学務課長が減少傾向にあると思うんですが、精密に調査いたしますと、こどもについては令和10年に向けてやや微増傾向があります。その後減少に転じるということで、そういった大規模なマンション開発といったところにもちよっと合わせた増加があるのかなと思うんですが、やはり全体的には今

後減少していくというところがあります。

しかしながら今現在の状況では、極端にすごく減少していくというのは、短期的、中期的にはちょっと考えられない。今の現状を維持しながら、少しずつ減少していく傾向なのかなというところはあるので、それをすなわちすぐに見直すということではないんですが、やはり今委員からもありましたとおり、今後区全体でこどもが減少したときに、いわゆる統廃合なども含めて学区域の変更というのを考えられるかなというところは、一つ今後の課題になってくると思います。

ちなみにその大規模校、今の大きなマンションの一時的な飛び地的な移行ですけれども、現状において落ち着いてきた段階で、例えば学区域内の学校に行きたいということであれば、こちらのただいま報告のありました学校選択のほうで対応できているということで、それぞれ通うような形ができるところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。よく分かりました。具体的に、例えばこどもが増えている、減っているというものって、江東区は狭いようで広くて、ちょっと地域によって差が出ているんじゃないかと思うんですけど、その辺の傾向として把握されている範囲で、分かっていれば教えてほしいです。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧 澤 庶 務 課 長 まず大きな傾向としては、先ほどの全体的なところの傾向の中では、やはり砂町地域などでは若干減少の傾向があるのかなということで、一方で、一時的には学校の収容対策的に大きくなるころというのは、先ほどのとおり、やはり大きなマンションが一時的にできたすとか、あとは宅地開発の状況などがあるというところでの影響があります。

あとは臨海部地域です。マンションが落ち着いてはきていますが、やはり開発に伴って増加する傾向がある。それに伴って、今現在転入生、それからゼロ歳から6歳、今後小学校に入っていく子たち、お子さんの人数が一時的に増えることで、そこでいわゆる収容対策が必要になってくる学校が発生しているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。あまり言いたくないんですが、うちの地元で

は白河小学校という学校が統廃合の憂き目に遭いまして、今こんなに増えているのにどうなっているんだと、いまだにお叱りを受けています。ですが、分からないと思うんですよね、これは本当に。皆さんも大変な御苦勞をされているのは理解できているので。

とはいえ、例えば香取小さんですとか、大島南央さんとか、200人みたいな規模感というのは、ある程度せつかく集まっているということで、ばらつけばばらつくほど教員もそれだけ必要になっちゃうという気もしてまして、いろんな意味では、まとめるというのはどこかでは思い切らないと、立ちいかななくなっちゃうのかなという気はしていますので。地域の思いとかがあると、そんな簡単な話ではないのは理解しているんですけども、こどものためになるんであれば思い切る必要もあると理解しています。

今その学区外の話なんですけど、ちょっと私が毎日見守りしている中で、学区外から登校しているこどもが実はいまして、一応そういう子については、正門までかある程度の場所まではきちんと、保護者が送り届けるという約束をしているというふうに聞いているんですけども、じゃ、それを誰が確認するんだろうというのにちょっと疑問がありまして、そういった点というのはどこかが捕捉できているんでしょうか。すみません、変な質問してしまいました。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 今、委員からもありましたとおり、いわゆる学区外からのこどもについては、その安全を確保するために、学区内でしたら見守りですとか、いわゆるストップさん等の安全確保ができているんですけども、学区外からですと保護者の方、あるいは安全確保できるような状態ということですが、そこを正確に、我々も確実にその子たちが常に保護者が連れて来ているのか、そういう形での確認はしていないところです。

ただやはり学区内含めて入った場合には当然、あるいは学区外であっても、それぞれストップさんですとか、地域の方に見守りしていただいていますので、そういった面も併せて、登下校時の安全というものは確保できているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 いや、確保できていないから言っているんです。学区外は、結局ストップさんがいないところを通らざるを得ないんです。例えば、元加賀小の学区だったところが、東陽小になっているんです、一部マンションが。もう全然接していないんです。幾つかの大通りを渡ったりするんですけ

ど、そこにはストップさんがいなかったりするんです。なので、ちょっとそこは例えば個人情報を出してでも、こういうこどもが来るからというのを一定の方に周知していただくとか、何かしないと。

もちろん親の責任で行くべきだと思っています。ですけど、時として何かそうならないように見受けられるので、守らなきゃしようがないんじゃないかなというところがあって。ちょっと学校の先生にお願いするのはさすがにやり過ぎだと僕は思っているんで、そこは地域とかみんなですべきだと思うんですけど、地域を越えていってしまうというところが問題なんですよ。

なので、だから僕が飛び地を整理しないのかと言うのは、そこに戻ります。だから地域で守るこどもが地域の外に行ってしまうから、目が届きにくくなる問題というのを、何とかみんなで解消できたらなと思っているので、みんなで気にしながら、何かどこかで検討していただければなと思います。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 こちらの学区域に関しては前から言っていて、私は白河小学校卒業ですから、母校がなくなるというのは大変に悲しい話です。それはいいんですけど、やっぱり江東区全体を見直して、基礎からこの学区域を改めるということが大事だと思うんです。ここは昔からこうなっているからそこは手をつけないで、新しいマンションの人だけ向こうに行っちゃうだいというのは、間違っていると思うんです。やはり一度ガラガラポンで、きちっと人数と地域と小学校の数を見て、線を引き直す。引き直した後で、私はあそこがいいわというのは、学校を選択していただければいいんであって。

古い考え方が混在しているんです、まだ。ですから、それじゃやっぱり1つのところに集中するということは当然のことですので、ここは1回ガラガラポンして、もう一度碁盤の目のように、江東区を全部見直すということがやっぱり必要だなと。私は前からそれを言っているんですけども、なかなか、いや、地域の事情がありますと言われるんですが、地域の事情もよく分かりますけれども、これから見直すのであれば、そういうふうにしたらいんじゃないかなと前から言っています。ちょっと頭に入れていただければありがたいなと思います。

本 多 教 育 長 その件についてはいかがでしょう。

瀧澤庶務課長 委員からもありましたように、確かに今後こどもが減少していく中で、何がこどもの教育にとって一番いいかというところで、やはり適正な規模の学校を維持していく、その中でふさわしい教育をしていくというの

が1つあります。

また、これは我々としてももう一つの考えで、やはり学校の学区域や小学校中心に地域コミュニティは成り立っているのです、学区域を変更するというになれば、様々な御意見が地域からも出てくる。また卒業生の皆様からの御意見というのも出てくる。そういったところも十分踏まえた上で、何が一番ふさわしいのかということを考えていかなければなりません。

こどもの人口が減っていくというのは、もうこれは長期的なトレンドとして間違いなところですので、そういったところをどこまで酌み取った上で、新しいもの、目指すべきものは何かというのは、また教育委員の皆様の御意見も伺いながら、そういったところの再編、あるいは見直し、さらに言えば先ほどの統廃合なども含めて必要になってくるようでしたら、また御相談させていただければということで考えております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。非常に大きな問題でして、これは江東区教育委員会だけではなくて、江東区全体の、例えば人口増の問題であるとか、様々流入の問題であったりとか、また、どこにどういう建物を建てるかという問題もございます。

以前マンション条例というものがあつたりとかした時代もございましたけれども、現在もマンション建築の申出があれば、区全体としてそのことについて、現在の児童数状況でありますとか、様々お話をした上で検討していただいたり、受け入れられないことについては、難しいという返答をさせていただいたりしているところもございます。

あわせて、今まで統廃合の歴史というものもございましたけれども、今そういった部分では、適正にできるようにということで、将来推計も含めて庶務課のほうでもしっかりデータを取って、かなり先まで細かな将来推計を出しながら、それも微妙に変化したところは、書換え、書換えをしながらやっているところでございますので、まさに先ほど来、教育推進プランの中でも新たな視点として入れさせていただいた、こどもの視点に立って、それがこどもの幸せにつながっていくのかという部分の視点が、まず大事だろうというふうに思っていますので、そのことと全てのことをうまく兼ね合わせて、適切に判断していくことが必要だろうと思っています。

例えば急な学区域変更により、逆に子どもたちが悲しい思いをしてしまつてはいけないところもございますので、将来推計をしっかりと見据えた上で、適切に考えていきたいなというふうに思っております。御意見ありがとうございます。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 令和7年度教員の異動状況についてを説明願いま

す。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、令和7年度教員の異動状況について御報告をいたします。
資料6を御覧ください。

1の一般教員の欄を御覧ください。上段から区内での転出入、区外からの転入、区外への転出、新規採用、退職の項目となっております。まず区内での異動者数ですけれども、幼小中、義務合わせて59名です。昨年と比べ1名の増加です。次に区外からの転入者数は、小中、義務合わせて189名で、昨年と比べ19名の減少です。次に区外への転出者ですが、小中合わせて182名で、昨年と比べ6名の減少となっております。次に区外からの転入者及び転出者ともに、昨年より減少しております。新規採用教員につきましては124名となり、昨年と比べて17名の増加となっております。

2の項目、管理職の異動につきましては、3月の委員会で御報告したとおりでございます。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 幼稚園というのは、小中と違って東京都の採用ではなくて区の採用なんです。区外転出というのがあるのはどういう理解をしたらいいのかなというのだけ教えてほしいです。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 幼稚園につきましても、特別区のほうで幼稚園の採用などはやっておりまして、配置が区ということですので、異動につきましては区外も異動先になっている状況がございます。

本 多 教 育 長 簡単に説明しますと、区の職員なんですけど、交流転出というのがありまして、希望する場合、要するに例えば、今、江東区で働いているけれども、住居をここに移動したので、できればほかの区で空きがあれば異動したいという場合に、他地区との連携の中で受入れが可能かというところを調整して、受入れが可能であれば受け入れていただくと、そういう区外転出という形で人事交流をしています。

そういったことが1つあるのと、あと、指導主事として出ているという部分があります。区外転出の2というのはそのことですね。

金 指 指 導 室 長 はい。

本 多 教 育 長 東京都で指導主事になった幼稚園の先生が1人いらっしゃるんです。なので、ここの区外転出2というのは、人事交流で出られた方と、東京都で指導主事になられた方ということなんです。基本的には区外転出というのはないのが現状だと。特別な事情があるとそういった形になりますというのが幼稚園の現状です。よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 その区同士での交流というのは、東京都さんがやってくださると理解していいんですか。

本 多 教 育 長 それは先ほど指導室長からあったように、基本的に選考とかそういったことについては、特別区人事・厚生事務組合というところがありまして、そこで全部一括りでやっています。人事交流もそのところにかけて、他地区からの意見とかを調整した上でやっているの、基本的には区の職員でありますけれども、幼稚園の採用に関しては、特別区人事・厚生事務組合という組織が中心になってやっている。よろしいでしょうか。

以上でございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項5 令和7年度江東区教育委員会研究協力校（園）等についてを説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、令和7年度江東区教育委員会研究協力校（園）等について御報告をいたします。資料7を御覧ください。

1は、江東区教育委員会研究指定の研究校でございます。

（1）は、令和6・7年度の研究協力校（園）で、今年度2年目を迎えますので、研究発表会を行います。

（2）は、今年度より新たに研究協力校（園）として決定した学校園が示されておりまして、令和8年度に研究発表を行います。

（3）は、心の教育を積極的に進める研究校となっております。

（4）は授業改善推進校として、こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）の推進や個別最適な学びの推進などを、授業改善を通して行う研究校となっております。

（3）と（4）は、文書発表と年度末の研究主任研究会での口頭発表を行い、成果を全校に周知してまいります。

（5）はICT教育推進校で、今年度より新たに設定をしております。

I C T機器を活用した個別最適な学びの一層の推進を目指して、学校の状況に応じたI C T機器の効果的な活用方法等を研究していきます。

次のページを御覧ください。2は、東京都教育委員会の研究指定校となります。

(1)は、令和6・7年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校で、今年度は南砂小学校が発表を行います。

(2)は、令和7・8年度の同じく人権尊重教育推進校で、豊洲小学校が指定を受けております。

(3)は、令和6・7年度授業改善推進拠点校で、第四大島小学校が指定されております。

(4)は、小学校の教科担任制の学校となりまして、東陽小、第四砂町小学校、越中島小学校が指定されております。

(5)は都の安全教育推進校。浅間堅川小学校が指定を受けております。

(6)につきましては、校内別室指導員となっておりまして、今年度より全校での配置が行われております。

(7)は、いじめや不登校など、生活指導上の課題に取り組む指定校となっております。

3につきましては、国立教育政策研究所の研究指定校で、南陽幼稚園、第二辰巳小学校が指定されております。

これらの研究指定校につきましては、授業力の向上が伴うことが大切であると考えております。該当する学校には過度な負担がかからないように配慮しており、学校においても、成果物の資料を省略したり、授業公開をI C T化したり、工夫をして行っております。学校が主体的に取り組めるよう、今後も支援してまいります。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。これはこどもにとっても先生にとっても向上する研究だと思うので、多少負担はあっても、次につながるのであれば、それは致し方ないかなという理解をしています。それぞれ様々ほにゃにゃら推進校であると思うんですけど、ほぼ全部講師の先生といますか、見てくださる先生が、個別についてくださるという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 それぞれ教科を指定したり、領域を指定して行っておりますので、そ

れに対する講師を学校ごとにお呼びしているというような認識です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。要は、東京都の委員会指定の7番なんですけど、学校と家庭の連携推進事業というのは、ちょっと具体的にはどんなイメージになりますでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 こちらにつきましては、いじめや不登校の取組を支援するような指定となっておりまして、講師の方をお呼びして講話を聞くというのもありますけれども、例えば、不登校ぎみのお子さんに対して迎えに行くような支援員の方をつけるですとか、様々な使い方、活用の仕方ができるような仕組みになっております。

本 多 教 育 長 結構これは評価が高いところがありまして、なかなか先生方が登校支援するのは難しいところがありますけれども、支援員を配置した学校は、その支援員の方は地域の方々で、こどもたちもよく知っている方とかが入っていただいたりして、ちょっとお迎えに行っていたりとか、そういった対応をしてもらったりしています。なので、今本区で東京都と連携しながら全ての学校で進めている。本来別室指導支援員と連携しながらとかという部分では、さらに効果が上げられるところもあるのかなというふうに思っています。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項6 令和6年度江東区立中学校及び義務教育学校卒業生徒進路状況についてを説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、江東区立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒進路状況について御報告をいたします。資料8を御覧ください。3月の委員会では令和7年3月14日現在の進路状況についてを御報告いたしました。今回は令和7年4月14日現在の進路状況について報告をいたします。

まず、卒業生徒数ですけれども、合計2,774名です。前回より3名増えておりますけれども、これは3月19日の卒業式までに3人の転入があったためです。

次に進路決定者であります。進路決定者は2,754人で、前回の報告2,736人より18人増えておりまして、在籍者数の99.3%となっております。これは昨年度より0.5ポイント減少となっております。

進路の内訳としましては、都立学校の進学率は46.7%、昨年度より1.8ポイント減少しております。国立、私立、都外への進学率は49.4%で、昨年度より0.5ポイントの減少となっております。

次に未決定者であります。未決定者数は20名で、在籍者数の0.7%となっております。こちらは昨年度より0.1ポイントの増加となっております。3月の報告では進路未決定者数は35人おりましたので、15人の減少となっております。20人のうち3人が進学希望、17人が就職希望、その他としております。20人については今後も進路指導を継続して行ってまいります。

なお、令和5年度、令和6年3月に卒業した卒業生の在家庭者の6人については、3月の報告から変化はありません。

以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 念のためなんですけど、未決定者の方を引き続き見守るというのは、
一体誰が見守るのでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 在校していた学校のほうで引き続き連絡を取っていただきまして、変
更があった場合は指導室のほうに報告をいただくようになっております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。
今、安部委員がおっしゃったように、やっぱり継続して見ていくことは
大事でありまして、例えば進路を変えるとか、進学先に対して報告書
を出すのでとかという話が学校に來たりとか、様々なことがありますの
で、連携をしっかりと図っていければなというふうに思っております。
それでは、以上で本件を終了いたします。
次に、順番を変更しまして、報告事項8 「5to9マンデーなんでもチ
ャット相談」の実施結果についてを説明願います。
教育支援課長。

木内教育支援課長 「5to9マンデーなんでもチャット相談」の実施結果についてです。資
料10を御覧ください。

本事業の目的は、項目1にあるとおり、いじめ、不登校、友人関係、
家庭環境など、様々な悩みを抱えながらも、誰にも相談できない児童・
生徒に対して、SNSを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化を未
然に防止するものです。

実施の概要についてですが、項目2にあるとおり、小学校、義務教育学校の5年生、6年生の児童、区立中学校、義務教育学校の生徒を対象に、令和6年4月8日から令和7年3月24日の毎週月曜日と、8月19日から9月2日は毎日、午後5時から午後9時まで実施いたしました。

実施結果につきましては、項目3にあるとおり、友達登録数が52名でした。実際の相談の応答があった件数は50件となっております。

取組内容と主な成果は項目4にあるとおり、令和5年度より小学校の高学年児童まで相談対象を拡充したことにより、年間相談実数の48%が小学生と、小学生からの相談割合が増加していることが成果と考えられます。

また6年度の新たな取組として、学校でのポスター掲示やこどもの意見を取り入れるための聞き取りを行いました。その中で多かった、悩んだときにすぐ伝えたいという意見を取り入れ、11月から、相談時間以外でも相談が書き込めるように運用を変更いたしました。返事は翌月曜日の相談対応時間に行います。

相談内容としては友人関係が最も多く、次に心身の健康です。また、11月からの運用変更後には、家庭との関係や心身の不調など、身近な人には言いづらい悩みを継続的に語る場とするケースが増えました。こどもたちの気持ちに寄り添いながら対応しております。もちろん内容によっては、相談してきた本人の同意を前提に専門機関へつなぐなどの対応も行っております。

項目5は今後の取組についてです。これまでも必要とすることとにとっての大切なチャンネルであり、つらい気持ちの受皿となってきたと認識しております。ただ、相談件数の減少の原因についてですが、こどもを取り巻く大人も、心配なことがあればその日のうちに少しでも周りにすぐ相談をつなぐというアクション24の取組や、教員、保護者も含むスクールソーシャルワーカーの相談件数や、保護者のワンストップ型教育相談窓口での相談件数の大幅な増加などがありますので、多様な対応や相談窓口の積極的な活用が要因の一つとして捉えております。

しかしながら、さらに幅広く、多くのこどもたちに利用してもらえるよう、今年度は2つの取組を行ってまいります。

1つ目は、こども用の利用マニュアルと各学校で教員が活用できる説明資料を作成し、こどもたちが安心して相談内容を送信できるような工夫を行います。

また、6年度にこどもたちに行ったヒアリングの中で、自分が悩んだときにすぐ相談したいという希望が多かったことから、開設時間外にメッセージを送ってきた曜日や時間帯を分析し、今後の開設時間の拡大に向けて検討してまいります。

以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 これはスマホでのSNSでの相談というのが多いんだろうと思うんですけど、小学校の5・6年生ぐらいを対象に書いてありますが、実際スマホで流れてきたら1年生も2年生もいるんじゃないかと思うんですけど、そういうことはあるんでしょうか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 基本的には、該当する学年などを選択して中に入っていくというシステムになっているのですが、今のところは、そういった違う学年が入ってくるということはありませんでした。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 それはシステム上入れないということですか、それとも小さい子はSNSをやらないということですか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 基本的にお手元にあるカードを配っている子どもたちにしか、その情報は届いていないということと、ポスターも掲示を学校でしていただいています、該当の学年の子どもたちが見えるところに掲示してくださいとお願いしています。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 減ってきているということなので、この5・6年を3年から上にしようとか、そういう子もいるんじゃないかということで、少し幅を持たせようというお考えはないんですか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 そういったことも、ほかの内容と一緒に検討していきたいと思います。

鈴 木 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。
ほかいかがでしょうか。安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

多分減っている要因って、先ほど課長から説明いただいたように、別に様々な取組がほかにもあるので、こどもが選択できる環境であれば、全然僕はいいと思っています。なので続けていただきたいなという感じで、今日の報告というのは、拡充するよということでもなく、継続していくよということであって、縮小するよということでもないという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 確実に必要とするお子様にとっての受皿にはなっているというところがありますので、縮小することは今のところ考えておりません。
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ちなみになんですけど、月曜日とした背景は何でしょうか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 これを始めるに当たって試行段階で、この時間へのニーズが多かったと聞いております。
以上です。

本 多 教 育 長 あわせて言うと、やっぱり月曜日はちょっと行きたくないなという気持ちだが、土日の後ではあるよねというのも実はありまして。

安 部 委 員 なるほど。

本 多 教 育 長 そういったところで、まずマンデーということで、ブルーマンデーみたいなこともありますけど、そういったところにしたということがあります。ただこどもたちからは、チャレンジウェンズデーがあって、その日がやりやすいよねという声も来ているところはあるので、その辺も実は検討の俎上には上がっているところであります。
大久保委員。

大 久 保 委 員 相談件数のところで、相談メッセージに相談員が返信し、それに対し相談者が応答した件数がこの50件という意味で、じゃ、相談は来だけ

ど、相談員の方が返信して、それにまた返信が来ていない件数というのは、もっとばっと多いんですか。相談だけしてきて、何か見ただけで返信はしてこないみたいな。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 何か相談してくれたお子さんに対して、相談員とのやり取りが始まってくれば基本的にはつながるんです。ただ、アクセスはしたものの、実際に相談員のほうから、ではお話を開始しましょうといった段階で、お子さんからの返信がなかったというケースは、確かにあります。

大 久 保 委 員 ある。

木内教育支援課長 はい。

大 久 保 委 員 じゃ、その子が打ったことによってちょっとすっきりした、解決したみたいな解釈。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 こちらのほうでも、それぞれのお子さんがなぜ返信しなかったかということまではなかなか把握できないところです。ただ心配ではあるので、1回アクセスしてくれたお子様に対しては、しつこくないようなタイミングで、定期的に相談員から連絡してくれています。そしてそこでつながればいいなと考えております。

以上です。

大 久 保 委 員 手厚い対応でありがとうございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。
ほかいかがでしょうか。

浅 野 委 員 このChromebookをみんな小学校、中学校とかで持つようになったから、こういう相談が受けられるようになったって、江東区ではこれをやっているけど、これって東京都でもやっていることなのかなと思いましたが、いかがですか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 Chromebookの活用の以前から、既に江東区ではこのようなチャット相

談をしてきておりますし、都についても以前からやっておりました。

本 多 教 育 長 浅野委員。

浅 野 委 員 今まで5to9って何なのかなと思っていたんですけど、これを見て、初めて、ちょっと後ればせながらなんですけど、ああ、すごくよく分かりやすい、いいことだなと思いました。何かこうやって相談できるというのは、こどもたちが、それこそさっき教育長さんが言われたように、土曜日とか、日曜日に1人で寂しい思いとか何とかといったときに、月曜日、ちょっと連絡してみようかなという、そういう窓口があるのはいいことかなと思いましたので、これからも継続していかれるといいと思います。よろしくお願いします。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。今、浅野委員が言ってくださった「5to9マンデーなんでもチャット相談」というこの名前は、所管の職員が一生懸命考えました。どういうふうにやったら伝わりやすいかということで、江東区と、実は5時から9時までということと、先ほど鈴木委員が3年生からできないかと言ったんですが、実はここも、5年生から9年生までに関わっているんです。ここは実は深い意味があります。マンデーで、どんなことでもいいし、チャット型の相談だよというのが全部ここに入っているということなので、これは職員の命名を褒めてあげたいと。私は直接褒めましたけど。よかったなと。

なので、今後どう展開していくかということについては、実はこれはデジタルでの相談なので、先ほど安部委員がおっしゃってくださったように、チャンネルが相談しやすいものがいろいろあるのが大事で、数が減ったからなくしちゃうというのは、やっぱり僕も違うと思っていますし、先ほど課長から報告があったように、「Action 2 4」が浸透してきて、近くにいた先生にすぐ相談したくて、相談できるようになったというのがあれば、それはそれでうれしいことなので、そういったことも含めて、多様なこどもたちに対して多様な相談チャンネルを用意していくことが重要かなというふうに思っているところであります。

ほかいかがでしょうか。安部委員。

安 部 委 員 すみません、実施結果のともだち登録者数というのと相談件数というのは、どうリンクすると理解したらいいのかなというのを教えてほしいです。

あとは相談件数というのは、アクティブな件数といいますか、Aさんが何度も何度も相談していても、内容が違えば件数としてカウントしているのかどうか、その辺り教えていただけますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 ともだち登録者数というのは、実際にスマホなどを使って登録した数です。ですので、Chromebookから入った場合は登録せずに直接お話ができるので、52名と書いているんですけど、実際はChromebookからもアクセスしている数が増えていきます。ですので、この実際に相談の応答があったというのは、先ほどお話しされたように、こどもが相談に来て、そして相談に実際につながって話が続いていったというのをカウントした数です。内容につきまして、何度も来たお子さんも実際昨年度いました。そのこどもについては、相談する度に1回とカウントをしております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。分かりました。だとすると、ともだち登録者数というのはあまり意味がないというふうに理解できちゃうので、無理してカウントしなくてもいいのかなと。もう大変なことはなさらなくてもいいかなと思いました。

あと、ただ様々なチャンネルがあってそれぞれ解決するというのは、とてもいいことだとは思いますが、教育長をはじめ特定の方々把握するためには、どういう相談があったかというのは集約しておいたほうがいいと思うんです。どんな悩みを抱えているという傾向とかそういうのは、ばらばらのものがばらばらで終わっていると、分からないじゃないですか。なので全部何か集約して、公表する必要はないと思うんですけど、どういう傾向があるとか、何かそういうのを御参考に次に生かせるということは必要なかなとちょっと思いました。御検討いただければと思います。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。様々なチャンネルがある中で、実は教育センターで集計しているものについては、教育センターの中の連絡会の中で報告をしていたりとかしているので、そういった部分も含めて、江東区全体としてどういった形でここに集約できるかというのは、今、安部委員からいただいた御意見を参考に、また今後検討させていきたいなというふうに思っています。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項9 令和6年度就学相談の状況についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 資料 1 1 を御覧ください。項目 1 の取扱総件数について報告いたします。

総計の最上段 3 7 3 件が実際の就学相談につながった件数です。その横の丸括弧 3 7 3 という数字は令和 5 年度の数字であり、以下同様です。就学支援委員会の 3 5 5 件は、年間のスケジュールにのっとり対応したケースを意味しております。例年 7 月頃から 3 月頃まで、計 2 5 回前後、昨年度につきましては 2 7 回開催しております。事務局扱いというのは転学対応や施設入所などで、定例の就学支援委員会で取り扱うのではなく、事務局で対応したケースであり、1 8 件に対応いたしました。

継続相談は文字どおり、今後に向けて相談を継続している、検査のみを行ったなどです。これらの総計は 5 7 1 件でした。総計は丸括弧内の令和 5 年度から 4 9 件増加しております。特別支援教育への理解や認知、関心が高まり、保護者の就学相談に対するハードルが下がっていることが、令和 6 年度の増加の要因であると分析しております。

小学校、中学校ごとの内訳は下の欄のとおりです。電話だけでなく、電子申請サービスを利用して就学相談の申込みができるようになりました。約 6 6 % が電子申請を活用され、定着してきております。

2 の小学校就学先一覧ですが、縦軸の数字は就学支援委員会の判断結果を、横軸は実際の就学先を示しています。左上から右下に向けて網かけになっている部分の人数が、就学相談による判断の結果と実際の就学先が一致した件数のラインとなっております。例えば 9 4 名のところの意味合いですが、就学相談では、知的の特別支援学級と判断されたお子様のうち、2 6 名が通常の学級に就学したことを意味しております。

項目 3 の中学校就学先一覧ですが、表の見方は小学校と同様です。

なお令和 7 年度は就学相談の増加への対応として、江東区こども発達センターなど関係機関で情報を共有することで相談や検査を効率化し、こどもや保護者にとっても負担軽減を図り、寄り添った対応ができるよう検討してまいります。

御報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、1 番の就学相談の受付というのは、ちょっと自分の理解では、就学となっていて、小学校、中学校と分かれていますので、小学校における就学というのは、小学校に入る前の子がこれから小学校に入りたい、それに対しての御相談、中学校は、小学校の高学年の子がこれから中学校に入るための御相談という理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 はい。そのとおりです。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません。じゃ、小学校の就学中とか中学校の就学中にも、移りたいとか、戻りたいとか、分からないんですけど、何かそういうのは別ということでしょうか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 転学相談という形で、年度途中に替わるときなどは相談を受けているところです。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 表の数は入っているのかどうかということなんですけど。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 こちらの数は表に入っております。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 よく分かりました。ありがとうございます。ちょっと2番でびっくりしてしまったんですが、相談による判断結果のところで、特別支援学校（知的）に58とカウントされていて、そのうち5名の方は、特別支援学級に行かずに特別支援学級、いわゆる普通学校の特別支援学級に行かれた。さらにもう一人は通常の学級に入られたということなんですけど、この子たちはもちろん保護者の思いで行ったとは思いますが、この6名の子たちは、うまく学校生活を送れているのが逆に心配なんですけれども、もし現状で把握されていれば教えてほしいです。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 現在のところですが、まだ1か月しかたっていないので、不適應等についての御相談は、こちらのほうには上がってはいないのですが、ただこちらのほうでも、配慮を要するお子さんがいた場合については、学習

支援員など学校の判断で必要だと言えれば柔軟に配置できるようなもの、学校の判断で配置できるようなシステムをつくりつつ、特別支援教育アドバイザーというのが本課に2人いますので、その方にも各学校を回っていただいて、学校の状況などを管理職に聞いてもらったりですとか、また何か必要があれば、学校のほうからこちらに連絡していただいたりと、連携しながら進めているところです。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません。ありがとうございます。ちょっと自分の理解が追いつかないんですけど、一般の通常学校に配置されているそのアドバイザーの方というのは、別に特別支援学校に進めるべきこどもたちまでフォローしていると思っていなかったんですけど、それも可能な方が加配されるということで合っているんですか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 学習支援員の役割は、特別支援教育を必要とするこどもたちに対して学校の中でどんな支援が必要なのかということを検討したうえで、教員と連携しながら支援を行うということです。

また学校でもしお困りのことがあれば、アドバイザーや教育支援課のほうにも相談いただき、上手にフォローしつつ、校内でも保護者の方と、こどもたちをうまく支援できるよう、長期的な視点をもちつつ相談を行っております。

以上です。

本 多 教 育 長 ちょっと説明を加えますと、アドバイザーというのは教育委員会にいるんです。学校に行って細かな対応をしていただく方で、特別支援教育の専門家なので、その方々は非常に優秀な方々で、学校に対して適切なアドバイスをしたり、また学習支援員に対してちょっとフォローしたりとかして、どういう対応がいいかというのをアドバイスしたりとかしているところです。

なので、先ほど安部委員がおっしゃった、学校にいる方々はこの部分では、学習支援員の方々だと思うんです。これについても、実は様々な決まりがあって配置をしているところはあるんですけども、やはりこどもたちや先生方が困り感がたくさんあってはいけないので、そのところを適切にフォローできるようにという部分では支援をしているところでもあります。

しかしながらこの就学先というのは、保護者、本人の意向を尊重するという形ですので、教育委員会としての判断というのは、一応判断はお

伝えしますけれども、最終的には保護者の方の希望するところに入っていただくという形になっている状況であります。

以上です。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項7につきましては、調査継続中の事案に係る報告のため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項7は秘密会といたします。

以上で傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従い御退室願います。ありがとうございました。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 それでは、報告事項7 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る発生についてを説明願います。

指導室長。

－ ※報告事項7：秘密会につき非開示 －

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、教育委員会会議規則第31条の規定により非開示といたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第4回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。